

再々再反論書

2021年7月30日

審理員 宇佐美 智康 様

遠藤保男 外102人
別表（連名者名簿）を付します。

遠藤保男外102人の審査請求人（審査請求人）は、長崎県収用委員会が2019年5月21日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件処分」という。）に関する審査請求を、2019年7月3日付けで提出した。

2020年1月7日付で長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による弁明書副本と、反論書等の提出に関する書類の送付を受け、2020年3月31日付で審理員 谷中謙一氏宛に反論書を提出した。

2020年9月9日、審理員矢吹尚子氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再弁明書（副本）を受けると共に、再反論書提出の意思があるならば、2020年10月9日を期限とする旨の通知を受け、2020年10月9日付で審理員矢吹尚子氏宛に再反論書を提出した。

2021年1月20日付で審理員二井俊充氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再々弁明書（副本）と共に再々反論書提出の意思があるならば、2021年2月22日を期限とする旨の通知を受けた。よって、2021年2月22日付けで再々反論書を、4月2日付けで別紙付の追加版を提出した。

2021年6月24日付けで、審理員二井俊充氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再々再弁明書（副本）と共に再々再反論書提出の意思があるならば、2021年7月30日を期限とする旨の通知を受けた。よって、本日、再々再反論書を提出する。

内容

再々再反論書.....	0
1. 再々再反論書の趣旨.....	1
2. 再々再弁明書への反論（＝再々再反論）.....	1
1) 「2.再々弁明書への反論」に対する認否 への反論	1
2) 「2 再々反論書における審査請求人らの意見に対する反論」 への反論	3
3) 「3 まとめ」 への反論	7
4) 「4 その他」について への意見	8

記

1. 再々再反論書の趣旨

「本件処分を取消す。」との裁決を求める。

2. 再々再弁明書への反論（＝再々再反論）

1) 「2.再々弁明書への反論」に対する認否 への反論

- ① 「(4)その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。」について

以下、反論

- ◇ 「その余の事実主張については否認ないし不知」としているが、地権者全員が収用明渡裁決審理への参加拒否を貫いた事実を貴収用委員会は承知しているはずである。
- ◇ その理由は、長崎県・佐世保市による1回目の収用明渡裁決申請に基づく収用委員会審理において、法第63条第3項を適用し、「事業認定内容に関わることは収用委員会の審理対象外」として地権者たちからの事業認定の不当性・不十分性に関する発言を禁止したことにあることも、貴収用委員会は承知しているはずである。
- ◇ 地権者たちにとっては、事業認定の不当性・不十分性は審理対象外、とする審理指揮は、憲法が保障する基本的人権の侵害と捉え、事業認定の不当性・不十分性

に関する審理を求めたが、「明らかな瑕疵はない」と貴収用委員会は判断して、譲ることはなかった。

- ◇ 2017年には共有地権者たちもそれぞれが貴収用委員会への意見書を提出した。それ等の意見に共通していた主張は、「事業認定済みではあっても、公益性が全くないのは明らかで、収用明渡裁決をしてはならない」であった。しかし個別意見への貴収用委員会からの返答はなく、事務局への電話問合せに対しては、「裁決時にあきらかにする」であった。これでは論議拒否でしかない。
- ◇ 以上より、貴収用委員会におかれては、本審査請求において請求人たちが指摘している、「石木ダム事業に公益性はない」としてあげた根拠事実関係一つ一つについての認否と根拠を明らかにするよう求める。それがなされない限り、「明らかな瑕疵はない」と判断できるわけがないからである。
- ◇ 本件における収用明渡裁決は、13世帯生活者にとっては刑事訴訟法で言うならば死刑判決に値する。これまでの生活で築き上げてきた成果の否定であり、今後の生活継続の否定であるからだ。貴収用委員会は、この事実を認識していたのか認否とその根拠を示すよう求める。

「収用委員会裁決は、刑事訴訟で言う量刑を決めることと同じ効果である」と審査請求者は考える。13世帯住民に死刑判決(生活の場引渡)を課す理由はなになのか? 「公益性が遙かに高い」と言うのであれば、この審査請求において当方が提起している事実に基づく疑問提起に対して一つ一つ丁寧に答えなければならない。事業認定審査過程でその実質的作業はまったく行われていないからである。事業認定申請以来、どこからも納得できる(=疑問を晴らすに足る)説明は受けていないからである。
- ◇ 繰返しになるが、貴収用委員会には、本審査請求において請求人たちが指摘している事実関係一つ一つについての認否と根拠を明らかにするよう求める。
- ◇ 審査請求者たちは、「本件に法第63条第3項を適用したことこそ、納得のいく説明をなされることなく生活の場を奪う」という、憲法に違反した人権侵害と考える。
- ◇ 「(収用委員会において)事業認定の内容について意見を述べるができない、」とするのであれば、地権者はどこで述べることができるのか? **行政不服審査請求、行政処分取消訴訟ともにそこに訴えたとしても、その裁決(決定)もしくは判決が確定するまでの間に、処分の効果は停止されることなく進んでしまうのである。それゆえ、収用明渡裁決が憲法に違反していないかの吟味を怠ることは、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」に違反する。収用委員会の言わずもがなの義務不履行である。法に規定されていない、即ち、法が予定していない事態への対応は、その処分対象者への不利益となつてはいけぬ。刑事訴訟法ですら、「疑わしきは罰せず」である。況んや何の罪もない人から生活の場を奪うのであるから、被収用者に**起因しない要因**で不利益となる判断はあつてはならない。それこそが立憲主義である。このことを前提におかずに土地収用法を運用することが違憲なのである。**

- ◇ あわせて、長崎県収用委員会は、事業認定後に生じた状況の変化についても、収用委員会の範疇ではないとしている。そうであるならば、行政体としてどこの管轄になるのか？ 国土交通大臣は事業認定業務全体を管轄する責任者として、事業認定後に生じた状況の変化について取扱う権限はどこにあるのか明らかにされたい。
- ◇ 本件審査請求者一同は、本審査請求において、本件は現行の土地収用法が想定している範囲を超えている、と指摘している。長崎県収用委員会も、「収用委員会が判断する権限を有していない」としている。事業認定処分責任者である国土交通大臣に、本件事業認定によって生じている事態を真摯に見直なおす責務＝事業認定失効を判断する責務 があると考えます。

2) 「2 再々反論書における審査請求人らの意見に対する反論」への反論

- ① 「(1) 審査請求人等は・・・・・・「人権を甚だしく侵害していること」を捨象した、違法処分である。」旨主張している。しかしながら、この主張は・・・・・・違法処分である」とする審査請求人の主張は失当である。」

ア. 「土地収用制度は被収用者の意思に関係なく土地を公共の利益のために供する制度であるが、「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」と規定する日本国憲法第 29 条第 3 項で認められた制度であること。」

以下、アへの反論

- ◇ 「私有財産の正当な補償」以外については、土地収用法は扱っていない。
- ◇ 少なくとも本件は、私有財産の評価を巡った争いではない。審査請求者は「生活の存続」が遮断される故がないことを訴えている。私有財産の金銭補償を目的としている土地収用法が想定している事態ではない。
- ◇ 「私有財産の正当な補償」を目的としている土地収用法を、本件に適用したこと自体が間違いである。

イ. 「この土地収用制度について、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、国土の適正かつ合理的な利用に寄与する観点から、収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定したものが土地収用法（以下「法」という。）であること」

ウ. 「法は、収用手続を①主として事業の公益性を判断する事業認定手続と、②主として収用に伴う補償について判断する裁決手続との二段階の手続から構成し、前者の事業認定手続を事業認定庁に、後者の裁決手続を収用委員会にそれぞれ委ねていること。」について、

以下、イ、ウへの反論

- ◇ この範囲に限るとしても、本件事業認定においては「国土の適正かつ合理的な利用に寄与する観点から」の検討がまったく不十分である。事業認定段階において、実質的な検討は皆無であった。

- ◇ 収用委員会公開審理においても、この事実を提起すること自体が、貴収用委員会の指揮では法第 63 条第 3 項が適用され、「事業認定内容に関わることは収用委員会の審理対象外」として禁じられた。
- ◇ 「国土の適正かつ合理的な利用に寄与する観点から」の検討についてその不十分性を指摘する場はどこで保証されているのか、明らかにされたい。

エ. 土地収用制度については、次のとおり、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損われないよう手続面での保証がなされていること。

- (ア) 事業認定手続においては、①起業者は、事業認定申請に先立ち、説明会を開催し、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に説明する義務があること（法第 15 条の 14）、②利害関係者は法第 24 条の規定による事業認定申請書の縦覧期間中、事業認定庁に対し、公聴会の開催を請求することができ、事業認定庁は、公聴会の開催請求があったときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこと（法第 23 条）、③また、利害関係者は、上記縦覧期間中に都道府県知事に意見書を提出することができ（法第 26 条）、その意見書の内容が、事業認定庁が事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨のものであり、又は事業認定庁が認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべきとする旨のものである場合は、事業認定庁は、社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと（法第 25 条の 2）。

以下、(ア) への反論

- ・ 事業認定審査過程で、起業者が利害関係者になすべきこととして、3 点（①起業者による説明会開催、②公聴会開催、③意見書募集）、と、社会資本整備審議会等の意見尊重 が記載されている。
- ・ しかし、本件においては、事業認定理由の中に、上記 3 機会でも利害関係者が提示・提出・発言した事実関係の指摘を含む意見がまったく反映されていないのである。「提起された疑問・意見に対して、原点から検証する」のではなく、従来の説明を繰り返すのみであった。
- ・ 本件の事業認定庁は九州地方整備局長である。事業認定処分について疑問が多いので、質問に伺いたいと電話したところ、「事業認定申請がだされたから認定したまでだ。それ以上は答えることはない。事業の内容については起業者に聞いてほしい」という対応であった。
- ・ 事業認定理由の中に利害関係者が提示・提出・発言した事実関係の指摘を含む意見がまったく反映されていない場合、利害関係者が事業認定者に事実関係の確認・疑問等への説明・意見交換を求める場がない。あるのであれば、処分庁である貴収用委員会と審査庁である国土交通大臣は、その手続を明示されたい。

- ・ ないのであれば、処分庁である貴収用委員会と審査庁である国土交通大臣は、被収用者からの意見・疑問への対応はどこが行うのか明らかにされたい。

(イ) 裁決手続においては：収用委員会の審理の場や意見書の提出を通して被収用者の意見を述べる権利が十分に保証されていること（法第 43 条及び第 63 条）。

以下、(イ) への反論

- ・ 事業認定された事業について、「国土の適正かつ合理的な利用に寄与する観点から」の検討について、その不十分性を指摘し、検証する場合はどこで保証されているのか？
- ・ 上記の場が保証されぬまま、「事業認定内容については審理外」と限定をつけた収用委員会審理が、「被収用者の意見を述べる権利が十分に保証されている」と何故言えるのか、詳しく論理的に説明されたい。

オ．本件処分にかかる事業認定及び裁決手続は、以上の法の定める手続に従って行われた。したがって、違法処分との主張は失当である。

以下、オへの反論

- ・ 「法の定める手続に従って行われた」としているが、その内容はきわめて不十分である。中身のない手続であることを検証もしないで「違法処分との主張は失当である」とするのは、違法そのものである。
- ・ 法の運用については、常に、**憲法第 99 条が定めるとおり**、「憲法を満足しているのか、憲法に謳われている基本的人権の侵害は起こしていないのか」が意識されていなければならない。
- ・ 即ち、土地収用法の問題性（補償の範囲は財産権の侵害にとどまっている。判断の基準は認定時の状況）を認識しないまま運用されている現実が、多くのところで人格権侵害を起こしているのである。**まさに憲法第 99 条違反がまかり通ってるのである。**

② (2) 審査請求人らは、「事業認定時から収用明渡し裁決時の間に水需要の実態が大きく予測と乖離していた場合について法は想定していないから、そういう場合は「土地収用法では対応できない事件」として収用委員会は却下の裁決をしないと、本件の収用明渡し対象者が故ない不利益を被るだけである」旨主張している。

しかしながら、法は第 47 条で却下の裁決を行なう要件を定め、また、第 47 条の 2 で却下の裁決をする場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない旨定められているところ、審査請求人らが主張する「土地収用法では対応できない事件」は法第 47 条の却下の裁決の要件として規定はされていない。つまり、審査請求人らの主張は、法に定めのない「土地収用法では対応できない事件」という却下要件を、本件処分について当委員会が創設して、それを適用することを求めているに等しい。

仮に、本件処分により被収用者が故ない不利益を被るとしても、「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすることは、当委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになる。

よって、「本件処分は「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすべきであった」とする審査請求人らの主張は失当である。としている。

以下、(2) への反論

- ◇ “「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすることは、収用委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになる。”としている。しかし、それが故で被収用者が故ない不利益を被る事実は放置できることなのか？法の不備で、被収用者が生活の場から強制退去させられるような事態はどうてい許されることではない。憲法が保証している基本的人権に対する「故なき侵害」そのものである。
- ◇ 長崎県収用委員会は“「土地収用法では対応できない事件」として却下の裁決をすることは、収用委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになる。”としている。そうであれば、法の不備で、被収用者が生活の場から強制退去させられる事態を防ぐことができるのは、国土交通大臣の判断によるしかないと考える。
- ◇ 事業認定効果失効、収用明渡裁決無効 等の判断を下すことを、国土交通省の最高責任者であり、本件行政不服審査請求審査庁である、国土交通大臣に求める。

- ③ (3) 審査請求人らは、「当委員会が日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性が収用明渡し裁決時点においても実際に存在しているかの検証はなされていないのではないか。その検証なしでの収用明渡し裁決は、本件の対象者が故ない不利益を被るだけである」として、当委員会が裁決に当り、裁決時点において日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性を検証し、その必要性がない場合は却下の裁決をすべきであった旨を主張している。

しかしながら、法は収用委員会に裁決時における公益性の検証義務を課していない。仮に裁決時において事業の公益性に変更が生じたとしても、このことは法第 47 条の却下の裁決の要件には規定されておらず、収用委員会には審査する権限も無い。

よって、仮に、本件処分により被収用者が故ない不利益を被るとしても、そのことを理由として却下の裁決をすることは当委員会に認められた裁量の範囲を大きく逸脱することになるから、「本件処分は日量 40,000 立方メートルの安定水源確保の必要性がないから却下の裁決をすべきであった」とする審査請求人らの主張は失当である。としている。

以下、(3) への反論

- ◇ 「法は収用委員会に裁決時における公益性の検証義務を課していない。」「法第 47 条の却下の裁決の要件には規定されておらず、収用委員会には審査する権限も無い」としているが、この解釈は正しいのか？
- ◇ 正しいとするのであれば、どこかがこの事態に責任を持って判断しない限り、被収用者は故のない不利益を負わされることになる。
- ◇ 法の不備で、被収用者が生活の場から強制退去させられるような事態はどうてい許されることではない。憲法が保障している基本的人権に対する「故なき侵害」そのものである。これも、憲法第 99 条違反である。

- ◇ 法の不備で、被収用者が生活の場から強制退去させられる事態を防ぐことができるのは、国土交通大臣の判断によるしかない。
- ◇ 事業認定効果失効、収用明渡裁決無効 等の判断を下すことを、国土交通省の最高責任者であり、本件行政不服審査請求審査庁である、国土交通大臣に求める。

3) 「3 まとめ」への反論

- ① 「上記2で述べたとおり、本件処分の取消しを求める審査請求人らの主張は何れも失当であり、本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。」としている。

以下、①への反論

- ◇ 「本件処分の取消しを求める審査請求人らの主張は何れも失当」としているが、それは「土地収用法に記載がないから、収用委員会が判断・決定できることではない」が理由とされている。
- ◇ その一方で貴収用委員会は、土地収用法に定めのない事態＝土地収用法が想定していない事態への対応責任者を明示することもできていない。
- ◇ 「本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。」としているが、それはまさに、「収用委員会の役割として土地収用法に定められていないことはできない」、と言っているのであり、「対応不能」を自認しているのである。
- ◇ 「本件審査請求は、理由がないから、棄却されるべきである。」は土地収用法に則った表現にすぎず、「本件審査請求は、現行の土地収用法上では長崎県収用委員会の担当事項とされていない。土地収用法管轄責任者である国土交通大臣が判断されたい」がその内実である。
- ◇ ①起業者による誤った土地収用法の適用＝事業認定申請、②その誤りを正すことなく見かけ上の手続の整合性を根拠に下した事業認定告示、③「申請されたから認定しただけ」と言う担当当事者の言葉が象徴する、まったくデタラメな事業認定故に、被収用者たちがその問題を提起したにもかかわらず、「事業認定内容は収用委員会は取扱わない」との結果的に人格権無視の審理指揮、④地権者の地権等すべて収用するも、生活の明渡しを得られない起業者、⑤事業認定告示から2回合計9年の工期延長、⑥利水上の必要性は下がるばかり、不安定扱いしていた水源は十分に利用可能であった。
- ◇ 治水上も①事業認定当時には到底起こりえない過大な治水目標、それも河道整備の進行で、万が一にも対象洪水が襲来したとしても対象地域ではあふれることがないのが現実であった。②さらに気候温暖化により、集中豪雨多発の危険性が高くなり、現時点において想定外としている豪雨が生じる可能性が高くなっている。③石木ダムの場合、石木ダムへの最大流入量 280m³/秒を 220m³/秒調節して 60m³/秒を放流することが目的とされている。③石木ダムが満杯になった時点で、流入量が 280m³/秒を超過すると、そのまま石木ダムからあふれ出ることになる。④石木ダム直下流の河道流下能力は 60m³/秒であるから、突如 280m³/秒を越える洪水がダムから放流されたならば、石木ダム直下流域は突然の大氾濫を来す。危険きわまりないのである。⑤再々反論書の追加分では、川棚川水系集水域面積の 1/9 しか

フォローできない石木ダムに依存することはあまりに無謀であり、将来は川棚川流域全体に存在している水田を田んぼダム化することが有利、と提案した。⑥しかし、降雨状況、川の流況に即応した形での田んぼダムの運用(=スマート田んぼダム)はまだ普及していなかった。⑥現在においては、農水省が既に各地で、スマート田んぼダムの実用化をはかっている。⑦川棚川流域においても、石木ダムではなく、スマート田んぼダムの普及を直ちに図る方が、川棚川流域全体を対象とできるので、現在の石木ダムのみ依存するとしている治水より遙かに有利である。

- ◇ 石木ダムによる治水上の危険性として、流入物による洪水放流口の閉塞(=穴詰まり)が考えられる。特に上流の山々からの倒木、捨て木の流れ込み、豪雨時の山地崩壊による流出樹木の流入などによる放流口の閉塞は、ダム内の水位上昇を速め、ダム上部からの突然の放流量飛躍を引き起こす。
- ◇ 上記実態・現実を直視した判断、13世帯と支援者が守ろうとしている価値、それぞれが土地収用法が目的としている「国土の適正且つ合理的な利用に寄与する」に通じるのである。石木川流域は現在13世帯の住民皆さんが自然環境の保全に力を注いできたからこそ、既に十分な「国土の適正且つ合理的な利用に寄与」しているのである。それを多くの人が公益性を認めない石木ダム事業で破壊することは、土地収用法の目的に反しているといか言いがたい。
- ◇ 即ち、「現在の石木ダム事業は土地収用法の目的に離反している」として、「収用明渡裁決を取消す」のみが、国土交通大臣の選択肢である。

4) 「4 その他」について への意見

- ① 「審査請求人らは、再々反論書の2.の2)1.⑤において、石木ダム13世帯のように、住民排除を必要としていた事業数・件数・各事件ごとの人数を示すよう要請しているので、当委員会において確認できる範囲内で次のとおり回答する。」

昭和45年度から令和元年度までの50年間で当委員会が裁決した県営事業(石木ダム建設事業を除く。)27事業39件のうち、建物(住家)移転を伴うものは7事業7件である。」としている。

以下、①への意見

- ◇ 「昭和45年度から令和元年度までの50年間で当委員会が裁決した県営事業(石木ダム建設事業を除く。)27事業39件のうち、建物(住家)移転を伴うものは7事業7件である。」としているが、
 - ・ 本件のように、実際に居住者が生活している住家の撤去を伴った事業数と、その事業ごとの撤去住家数を示されたい。
 - ・ 上記事件のなかで、行政代執行により住家を撤去した事業数と、その事業ごとの撤去住家数を示されたい。